

協議事項(2)

生活バスちばにう 直行ルート の 取扱いについて

令和2年6月8日

印西市地域公共交通会議
会長 小林 正博 様

鎌ヶ谷観光バス有限会社
代表取締役社長 徳永 敬

生活バスちばにう 直行ルート の 取扱いについて

拝啓、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、弊社業務につきまして、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社の運行する生活バスちばにう 直行ルート（千葉ニュータウン中央駅北口～新鎌ヶ谷駅南口）の取扱いについて、ご協議をいただきましたと考えております。

つきましては、印西市地域公共交通会議におきまして、下記事項をご協議くださるようお願いいたします。

記

1. 協議事項

生活バスちばにう 直行ルート の 取扱いについて

生活バスちばにう 直行ルート取り扱いについて

本会議では、「生活バスちばにう 直行ルート取り扱いについて」協議等をいただきますが、具体的な内容につきましては、以下のとおり二点ございます。

協議内容[1]

鎌ヶ谷観光バス有限会社が運行する、生活バスちばにう直行ルートについて、協議運賃を廃止し、一般路線として運行することについて

①前回会議から本会議までの経緯

令和2年2月3日に開催しました印西市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)において、ご協議をいただきました協議事項「生活バスちばにう 直行ルートの見直しについて(協議運賃の改定と運行回数の変更)」は、委員の皆様から様々なご意見をいただき、結果として協議が調わず保留となりました。

その後、交通会議委員から助言をいただきました本協議事項の調整の場として、令和2年2月17日に関係事業者の皆様、千葉運輸支局の専門官のご出席をいただき、関係事業者会議を開催いたしました。この会議においても、様々な意見が出されましたが、最終的に協議事項については取り下げとし、次回の交通会議で協議事項を差し替えて諮ることとなり、委員の皆様には、令和2年3月2日付けで協議事項の取り下げを通知させていただきました。

なお、協議事項の差し替えの背景といたしましては、令和2年2月4日に開催されました鎌ヶ谷市地域公共交通会議においても、「生活バスちばにう 直行ルートの運賃改定について」の協議が行われました。その会議席上においても、様々な意見が出された結果、協議が調わず、協議事項を「鎌ヶ谷市地域公共交通会議における生活バスちばにうの取り扱いについて」(直行ルートを交通会議では取り扱わないこととすること)へ差し替えた上で、再度、3月に書面協議が開催されました。現時点では、その書面協議により、協議が調っております。この鎌ヶ谷市での状況を踏まえ、協議の内容を改めるものです。

②「生活バスちばにう」の運行開始からこれまでの経緯

(直行ルートの成り立ち、交通会議における協議の経緯等について)

「鎌ヶ谷観光バス有限会社による千葉ニュータウン中央駅から新鎌ヶ谷駅間の一般乗合い運行」については、平成26年3月26日に開催された平成25年度第4回の交通会議において協議されております。(詳細は別紙会議録参照)これは、当時の鎌ヶ谷観光バス有限会社が保有するバス車両は2台しかなく、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許可申請等の審査基準(以下「審査基準」という。)」の最低車両数に満たない状況でした。

(一般乗合バスの運行を開始するためには5台の車両と予備車1台が必要)

しかし、交通会議で協議が調った協議路線については、この審査基準が適用となりません。（保有車両が2台であっても運行可能）そのため、北総線の高運賃対策として市民の強い要望があった背景を考慮し、当時の交通会議委員の皆様のご理解をいただいた上で協議が調い、同年6月9日から「直行ルート」は運行を開始しました。

その後、鎌ヶ谷観光バス有限会社は、平成29年7月6日から「北環状線ルート」「牧の原循環ルート」の新規路線を運行開始しました。この路線開設に際しては、交通会議に対して協議依頼はありませんでしたが、この時点で鎌ヶ谷観光バス有限会社の保有車両は6台となっており、審査基準を満たす状況になっていました。そこで認可申請のタイミングと同時期の平成28年7月21日に「一般乗合旅客自動車運送事業の業務の範囲等を限定した条件の解除願い」を提出し、平成29年6月29日に承認書を得た上で、新規路線は運行開始となりました。この承認書の内容については、「路線を変更する場合は、地域公共交通会議の協議結果に基づかなければならない。」という許可条件を解除するもので、解除理由は「車両数6台以上を使用することとなったため。」としています。

このことにより、鎌ヶ谷観光バス有限会社では、当初に開設した「生活バスちばにう 直行ルート」は地域公共交通会議の事案（協議運賃による運行）、「北環状線ルート」「牧の原循環ルート」は一般路線という状況となり、現在に至っております。

このような中、鎌ヶ谷観光バス有限会社は、運賃変更に関する相談を千葉運輸支局へ行き、協議運賃の変更となるため、交通会議での協議が必要との見解が示され、また令和2年1月27日に運行回数の変更（減便届出）を千葉運輸支局へ提出し、減便についても交通会議で協議することが望ましいとの見解が示されました。そのため令和2年2月3日の令和元年度第4回の交通会議に、急遽、協議事項として盛り込んだ次第です。結果として協議は調わず、保留となり、協議事項の取り下げとなりました。

③本会議での取り扱いについて

前回の交通会議でご協議いただいた、直行ルートの協議運賃の改定については、本会議では以下の理由により、「生活バスちばにう 直行ルートの取り扱いについて」（協議運賃の廃止）という協議事項に差し替えをいたしました。

- ・当初は協議路線（協議運賃による路線）として運行を開始した直行ルートですが、協議路線とした理由が、審査基準の車両保有台数が不足していたためであり、現状、鎌ヶ谷観光バス有限会社については、その条件を満たしており、さらに同地域で一般路線を運行していることから、協議路線とせずとも、運行可能であると考えられるため。

- ・同様の考えに基づき、鎌ヶ谷市地域公共交通会議では、すでに協議が調っており、この内容との相違をなくすため。

※協議運賃

道路運送法施行規則第9条の2の規定による地域公共交通会議又は規則第9条第2項に規定する協議会における合意が調った運賃及び料金をいう。

協議内容[2]

鎌ヶ谷観光バス有限会社が運行する、生活バスちばにう直行ルート^①の運行回数の変更(減便)について、印西市地域公共交通会議からご意見をいただきたい。

①無届による運行回数の変更について

前回の交通会議において、直行ルートの運行回数の変更(減便)を、令和2年4月1日より行いたい旨の説明が、鎌ヶ谷観光バス有限会社からありました。ところが、その後の調査により、この減便が令和元年9月21日から、千葉運輸支局へ無届で、すでに実施されてしまったことが判明いたしました。運行回数の変更については、千葉運輸支局への事前届出が必要です。また、道路運送法上は交通会議に諮る必要はございませんが、大きな変更(大幅な減便など)等、利用者や地域住民への影響が大きい場合には、交通会議にも事前に意見を伺うべきとされています。しかしながら、今回の件については、どちらの手続きも経ずに変更を行ってしまっており、令和2年2月17日の関係事業者会議でも、出席者から厳しい意見をいただいております。

その後、本事案につきましては、千葉運輸支局から鎌ヶ谷観光バス有限会社にご指導等いただいていることを確認しております。

②本会議での取り扱いについて

上記のとおり、運行回数の変更(減便)については、すでに改正してしまっていることは、誠に遺憾であります。千葉運輸支局のご指導等もいただいております。同支局から、運行事業者(事務局)より説明をいただき、委員の皆さまのご理解を得られるようにしていただきたいとのこと(協議事案ではない)でございます。ご意見等ありましたら、お願いいたします。

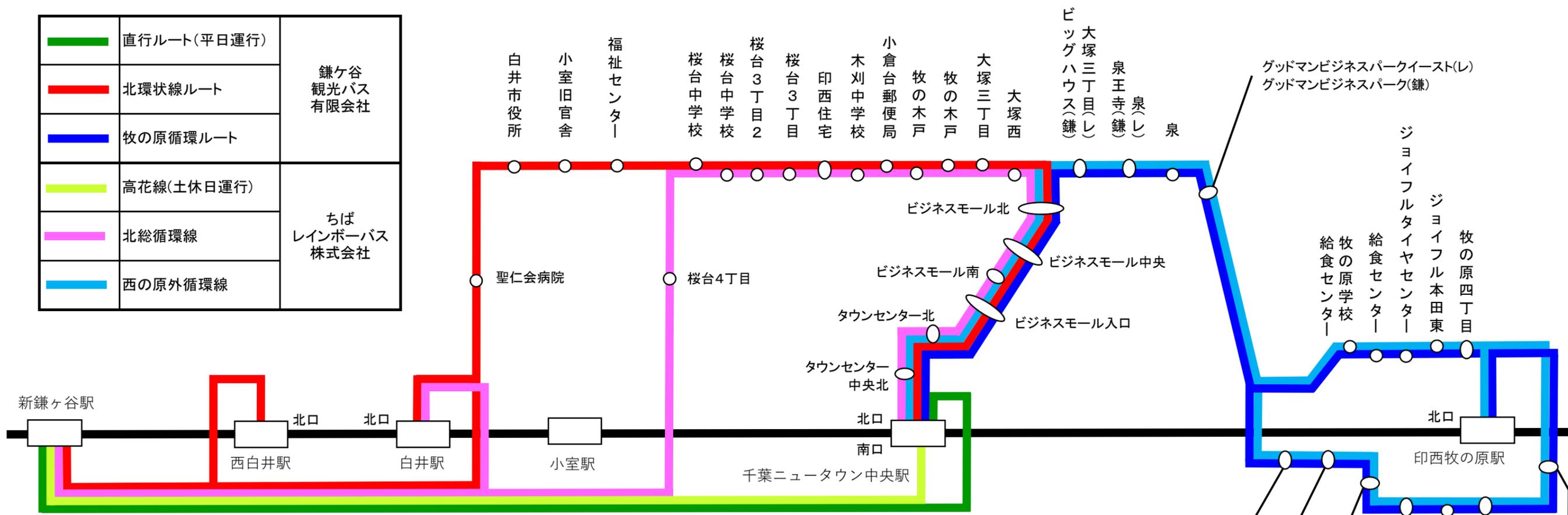
<添付資料>

- ・生活バスちばにう直行ルートの取り扱いについて これまでの経緯時系列まとめ
- ・鎌ヶ谷観光バス(有)「直行ルート」、「北環状線ルート」、「牧の原循環ルート」及びちばレインボーバス(株)「高花線」、「北総循環線」、「西の原外循環線」系統略図
- ・平成25年度第4回印西市地域公共交通会議会議録
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の業務お範囲等を限定した条件の解除願いとその承認書

協議事項（2）生活バスちばにう直行ルート取り扱いについて これまでの経緯時系列まとめ

| 直行ルート：協議路線 | | 北環状線ルート：一般路線 | | 牧の原循環ルート：一般路線 | |
|------------|---|--------------|--|---------------|---|
| 運行区間 | 千葉ニュータウン中央駅～新鎌ヶ谷駅（直行） | 運行区間 | 千葉ニュータウン中央駅～白井駅～新鎌ヶ谷駅 | 運行区間 | 千葉ニュータウン中央駅～印西牧の原駅～千葉ニュータウン中央駅 |
| 平成26年3月26日 | 印西市地域公共交通会議で協議、承認 | | | | |
| 平成26年6月9日 | 直行ルート運行開始 運賃：300円 平日運行回数：22.5往復 休日運行回数：9.5往復 | | | | |
| | | 平成28年6月7日 | 北環状線ルートの認可申請 | 平成28年6月7日 | 牧の原循環ルートの認可申請 |
| 平成28年7月21日 | 「一般乗合旅客自動車運送事業の業務の範囲等を限定した条件の解除願い」を提出 | | | | |
| 平成29年6月29日 | 「一般乗合旅客自動車運送事業の業務の範囲等を限定した条件の解除願い」承認書 | | | | |
| | | 平成29年6月29日 | 北環状線ルートの承認書 | 平成29年6月29日 | 牧の原循環ルートの承認書 |
| | | 平成29年7月6日 | 北環状線ルート運行開始 運賃：300円 平日運行回数：14.5往復 休日運行回数：14往復 | 平成29年7月6日 | 牧の原循環ルート運行開始 運賃：300円 平日運行回数：14.5往復 休日運行回数：14往復 |
| | | 平成30年5月7日 | ダイヤ改正 運賃：300円（変更なし） 平日運行回数：14往復 休日運行回数：14往復 | | |
| 令和元年9月21日 | ダイヤ改正（無届） | 令和元年9月21日 | ダイヤ改正（無届） | 令和元年9月21日 | ダイヤ改正（無届） |
| 令和2年1月27日 | ダイヤ改正（無届）の届出を千葉運輸支局へ提出 | 令和元年9月21日 | ダイヤ改正（無届）の届出を千葉運輸支局へ提出 | 令和元年9月21日 | ダイヤ改正（無届）の届出を千葉運輸支局へ提出 |
| 令和2年2月3日 | 印西市地域公共交通会議で協議、保留 | | | | |
| 令和2年2月4日 | 鎌ヶ谷市地域公共交通会議で協議、保留 | | | | |
| 令和2年3月16日 | 鎌ヶ谷市地域公共交通会議で協議事項差し替えの上、書面協議、承認 | | | | |

鎌ヶ谷観光バス(有)「直行ルート」、「北環状線ルート」、「牧の原循環ルート」及び ちばレインボーバス(株)「高花線」、「北総循環線」、「西の原外循環線」 系統略図



※現行での運行本数

| | 直行ルート | 高花線 | 北環状線ルート | 北総循環線 | 牧の原循環ルート | 西の原外循環線 |
|-----|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 平日 | 15便 新鎌→千葉NT 8便 千葉NT→新鎌 7便 | 運行なし | 30便 新鎌→千葉NT 15便 千葉NT→新鎌 15便 | 30便 新鎌→千葉NT 15便 千葉NT→新鎌 15便 | 12便 千葉NT→印西牧の原→ 千葉NT | 2便 千葉NT→印西牧の原→ 千葉NT |
| 土曜日 | 運行なし | 8便 新鎌→千葉NT 4便 千葉NT→新鎌 4便 | 26便 新鎌→千葉NT 13便 千葉NT→新鎌 13便 | 10便 新鎌→千葉NT 5便 千葉NT→新鎌 5便 | 12便 千葉NT→印西牧の原→ 千葉NT | 2便 千葉NT→印西牧の原→ 千葉NT |
| 日曜日 | 運行なし | 8便 新鎌→千葉NT 4便 千葉NT→新鎌 4便 | 26便 新鎌→千葉NT 13便 千葉NT→新鎌 13便 | 10便 新鎌→千葉NT 5便 千葉NT→新鎌 5便 | 12便 千葉NT→印西牧の原→ 千葉NT | 2便 千葉NT→印西牧の原→ 千葉NT |

- グッドマンビジネスパークイースト(レ)
- グッドマンビジネスパーク(鎌)
- ジョイフル本田東
- ジョイフルタイヤセンター
- 給食センター
- 牧の原小学校
- 給食センター
- 東京インテリア
- 西の原四丁目
- 西の原小学校(鎌)
- 西の原小学校西(レ)
- スーパーカスミ(鎌)
- 西の原二丁目(レ)
- 原四丁目
- 原小学校前(鎌)
- 原小学校南(レ)
- 東の原二丁目(レ)
- ディアランド前(鎌)